

千葉県若葉区選挙管理委員会告示 2 号

令和 4 年度においては、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 2 の規定により準用する同法第 2 8 条の 2 第 1 項及び第 2 8 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

令和 5 年 5 月 1 9 日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男